

平成 19 年 3 月 14 日
日立キャピタル株式会社

日立キャピタル損害保険株式会社に対する業務改善命令について

当社の子会社である日立キャピタル損害保険株式会社が、本日、金融庁より「第三分野商品の保険金の不適切な不払いが生じたこと」に関し、下記のとおり、保険業法第 132 条第 1 項の規定に基づく業務改善命令を受けました。

今回の業務改善命令を受けたことにつきましては、お客様に多大なご迷惑をおかけし、お客様からの信頼を損ねる結果となりましたことを、心よりお詫び申し上げます。

業務改善命令の内容等は、下記の通りでございます。当社グループでは今回の処分を厳粛に受け止め、今後の再発防止に向けて取り組む所存でございます。

業務改善命令の内容

- (1) 経営管理（ガバナンス）態勢の改善・強化
- (2) 保険金支払管理態勢の改善・強化
- (3) 契約者保護、契約者利便の改善・強化
- (4) 法令等遵守態勢の改善・強化

上記(1)～(4)について、業務改善計画を策定、提出したうえで、計画の進捗、実施及び改善状況について、定期的に報告すること。

なお、詳細は、日立キャピタル損害保険株式会社のお知らせをご覧ください。

<http://www.hitachi-ins.co.jp/share/pdf/20070314.pdf>

以 上

【本件に関する問合せ先】

日立キャピタル株式会社
広報部 安藤、中島
〒105-8712 東京都港区西新橋 2-15-12
TEL:03-3503-2118

日立キャピタル損害保険株式会社
経営企画部 長嶋、氏家
〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-1-4
TEL:03-5276-5364